

第 2 期

古 河 市 障 害 福 祉 計 画

(平成 21 年 4 月 ~ 24 年 3 月)



茨 城 県 古 河 市

Koga City

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1. 第2期障害福祉計画策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3. 障害者基本計画との関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 計画の基本的な考え方

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2. 基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 障害のある人の状況

- 1. 障害のある人の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 身体障害児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 知的障害児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
 - (3) 精神障害者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2. 障害福祉サービスの利用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4章 第1期計画の進捗状況（障害福祉サービス）

- 1. 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2. 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3. 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4. 相談支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 5. 旧法施設支援費利用者の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (1) 入所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 通所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

第5章 平成23年度の数値目標の設定

- 1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・ 15
 - 2. 退院可能精神障害者の地域生活への移行・・・・・・・・・・・・ 15
 - 3. 福祉施設からの一般就労への移行・・・・・・・・・・・・・・ 16
-

第6章 障害福祉サービス等のサービス見込量とそのサービス見込量確保のための方策

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービス見込量の設定とサービス量確保のための方策	17
(1) 訪問系サービス	18
(2) 日中活動系サービス	19
(3) 居住系サービス	21
(4) 指定相談支援（サービス利用計画作成）	22

第7章 地域生活支援事業のサービス見込量とそのサービス見込量確保のための方策

1. 地域生活支援事業のサービス見込量の設定とサービス量確保のための方策	23
(1) 相談支援事業	23
(2) コミュニケーション支援事業	25
(3) 日常生活用具給付等事業	26
(4) 移動支援事業	26
(5) 地域活動支援センター事業	27
(6) その他の事業	28

第8章 計画推進のために

1. 計画達成状況の点検・評価と推進体制	30
2. 地域における関係機関との連携	30
付表 数値目標及びサービス見込量一覧（再掲）	31

資料

1. 古河市の総人口推移	35
2. 古河市の将来人口	37
3. 障害者自立支援法 第88条	39
4. 精神障害者退院促進支援事業	39
5. 古河市障害者自立支援協議会設置規則	40
6. 古河市障害者自立支援協議会委員名簿	42
7. 障害福祉サービス事業所等一覧	43

第1章 計画の策定にあたって

1 第2期障害福祉計画策定の背景と趣旨

平成16年（2004年）、障害者基本法が改正され市町村には、障害者のための施策に関する基本的な計画である障害者基本計画の策定が義務づけられました。古河市では、平成20年3月に障害のある人のニーズに適切に対応し、総合的な施策の推進をめざす「古河市障害者基本計画」を策定しました。

この計画は、障害のある人のライフステージに応じた様々な課題を整理し、「障害のある人が心豊かに安心して暮らせるまち」という理念のもとに、様々なニーズにあったサービスを提供できる体制を整備し、地域での自立生活を支援することを目指しています。

また、障害のある人が地域で普通に暮らせる、自立と共生の社会づくりを目指した障害者自立支援法が平成18年4月から施行され、3年を1期とした各年度における障害福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める障害福祉計画の策定が義務づけられました。

第1期古河市障害福祉計画では、国の定めた基本的な指針に基づき、障害者の生活支援の基盤整備に関わる部分について、各年度におけるサービス量等を見込み、必要なサービスが提供されるようサービス量の確保に努めてきました。

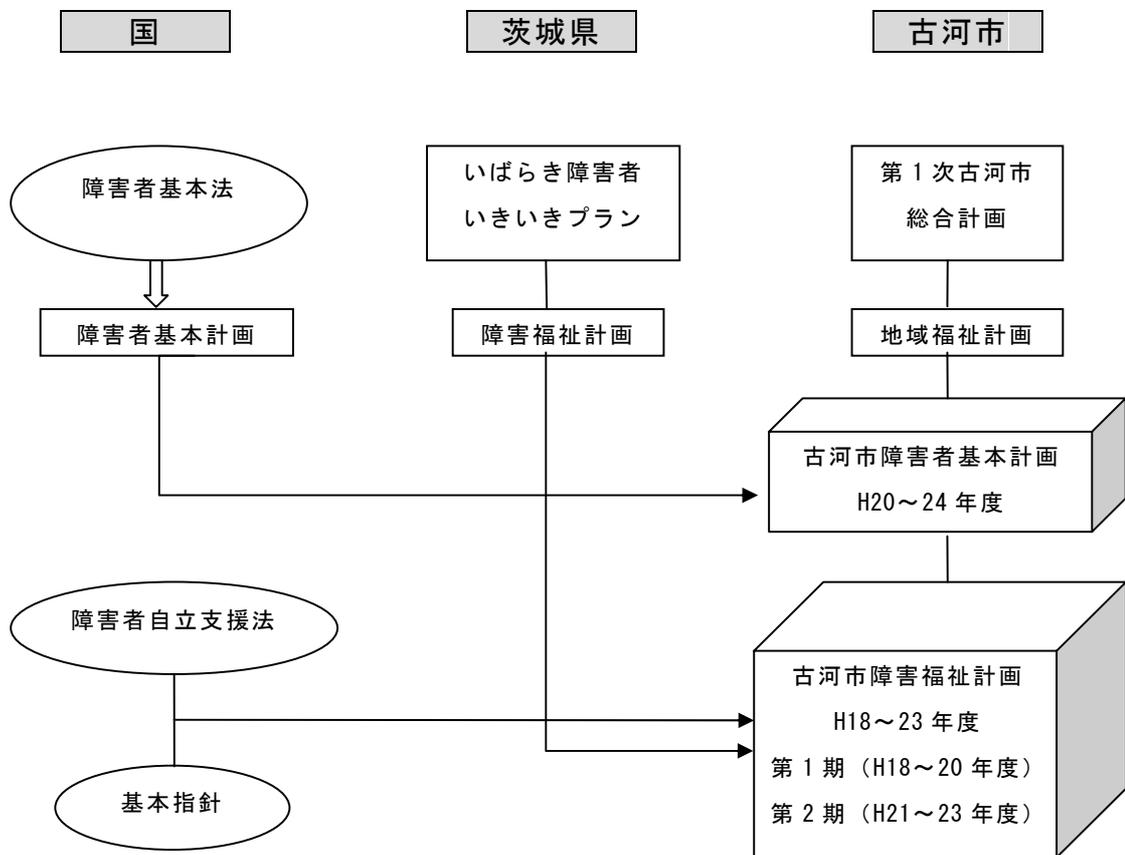
第2期古河市障害福祉計画の策定は第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、これらを踏まえたサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第 88 条に基づき、策定を義務づけられた法定計画であり、障害福祉サービス等の確保に関する計画です。

本市の基本となる計画である「第 1 次古河市総合計画」及び「古河市地域福祉計画」「古河市障害者基本計画」に即し、「茨城県障害福祉計画」との整合性を図るものです。

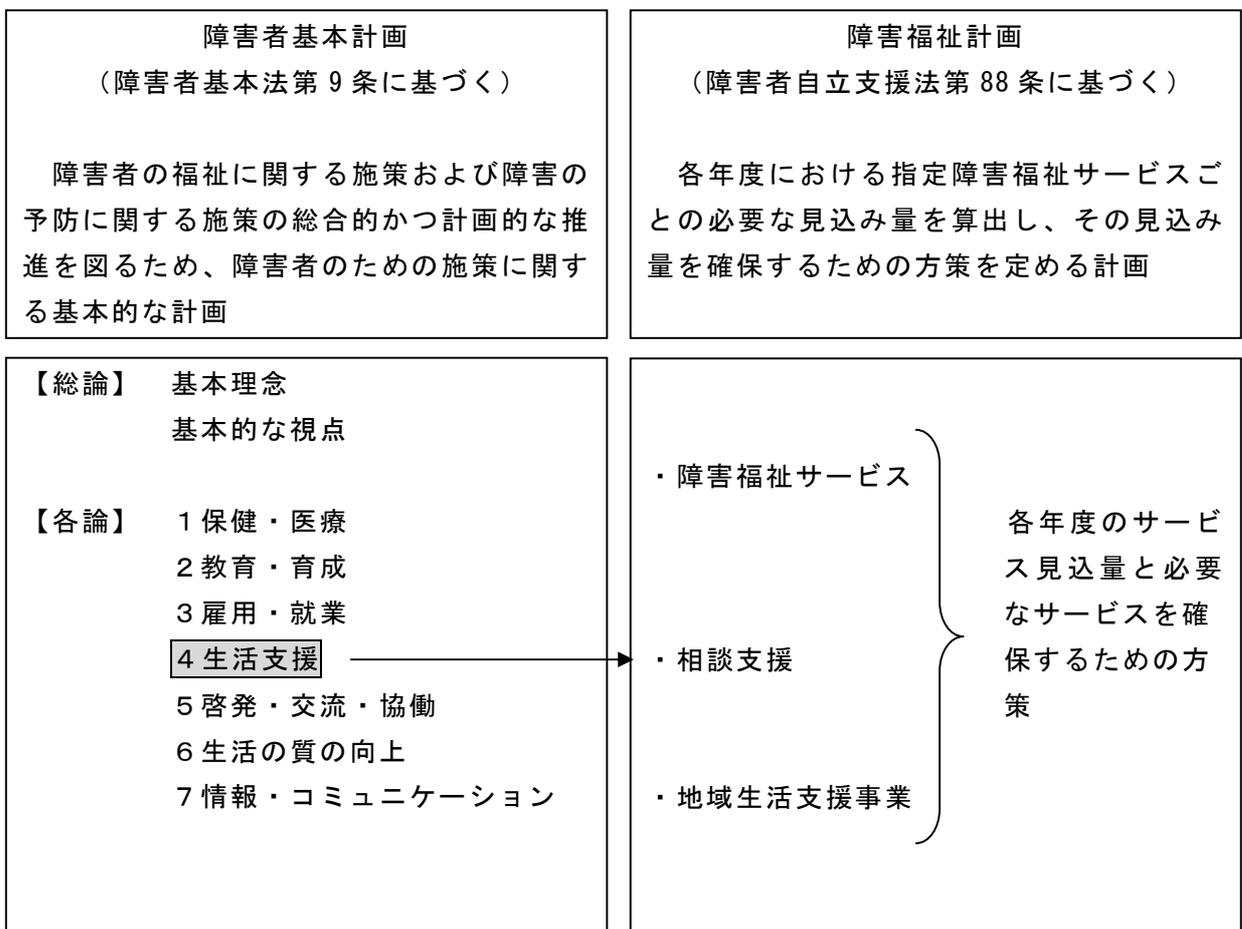
◇ 計画の位置づけ



3 障害者基本計画との関係

「古河市障害者基本計画」は障害者基本法に基づいて、障害者福祉に関する基本的な施策全般を対象とした計画です。

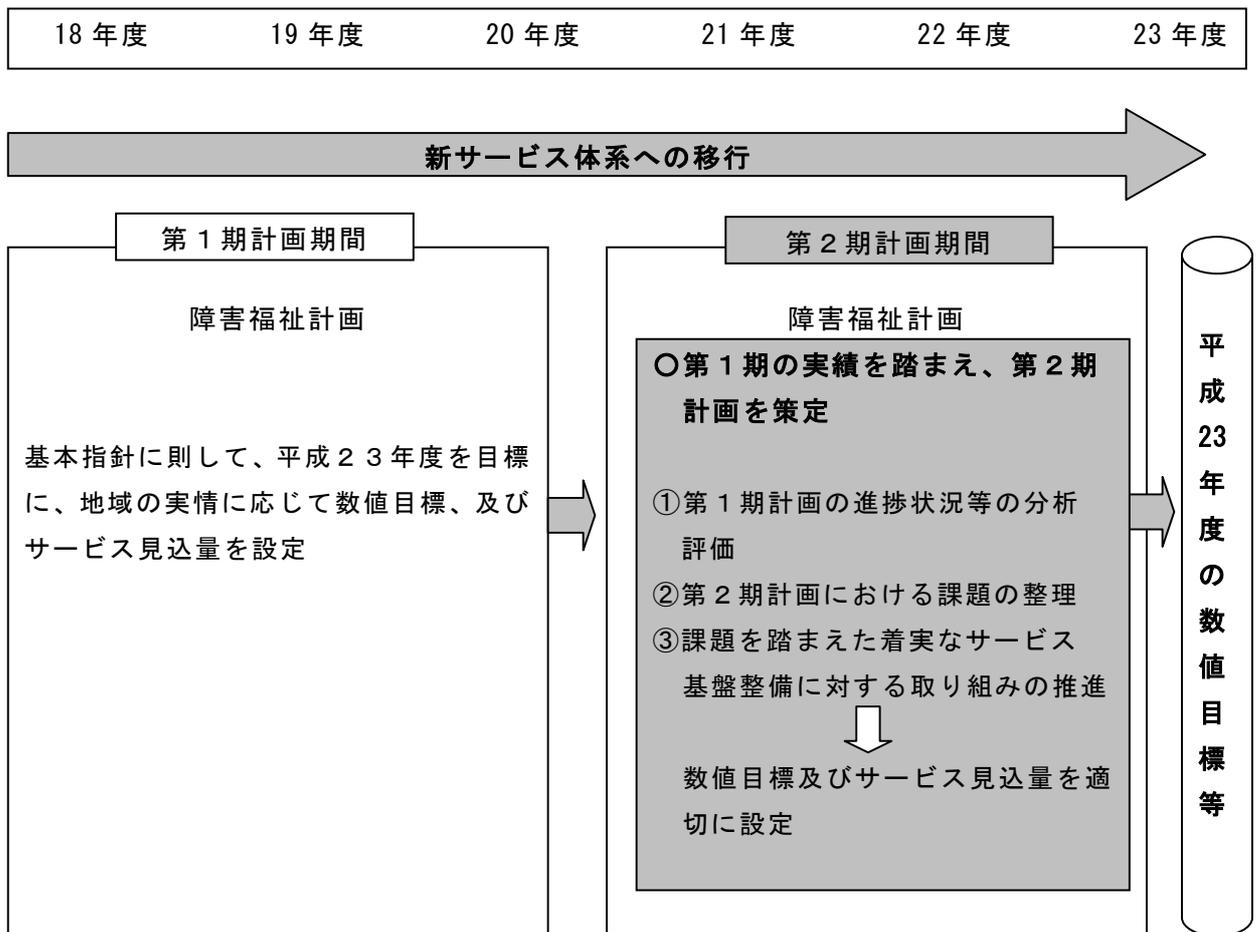
「古河市障害福祉計画」は「古河市障害者基本計画」の基本施策、自立した生活（生活支援）の分野における実施計画として位置づけるもので、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込み、これを確保するための方策を内容とした計画です。



4 計画の期間

全体計画としては平成 18 年度から平成 23 年度までの 6 年間であるが、3 年を 1 期と定めており、平成 18 年度から平成 20 年度までを第 1 期計画、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期計画として策定するものです。

第 2 期計画は自立支援法施行以前の福祉施設が新たなサービス体系へ移行することを念頭に置きながら、第 1 期計画の進捗状況等を踏まえ策定するものです。



第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第2期古河市障害福祉計画」は障害者基本法に基づく「古河市障害者基本計画」の基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

障害のある人が心豊かに安心して暮らせるまち

2 基本的な方針

第1期計画の進捗状況等の分析・評価を行ったうえで、引き続き取り組むべき課題や新たな課題を整理し、これらを踏まえたサービス基盤整備へのさらなる取り組みを着実に推進するため、次に掲げる、国で定める基本的な指針に留意し策定します。

障害のある人の地域生活への移行の一層の促進
相談支援体制の充実・強化
一般就労への移行支援の強化
虐待防止に対する取組みの強化
サービス見込量に対する考え方の見直し

① 障害のある人の地域生活への移行の一層の促進に関する事項

障害のある人の地域生活への移行促進のため、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者とする。

「精神障害者地域移行支援特別対策事業」による取り組みを明確に位置づけるとともに、当該事業による退院者数の目標値及びそのために必要な障害福祉サービス等の見込量について設定する。

② 相談支援体制の充実・強化に関する事項

相談支援体制の充実・強化のため、地域自立支援協議会については、地域における相談支援体制の中核として、できる限り具体的に記述する。

③ 一般就労への移行支援の強化に関する事項

障害のある人の一般就労への移行を促進するため、障害のある人等に対し一般就労や雇用支援策に関する理解の促進を図る。

④ 虐待防止に対する取組みの強化に関する事項

虐待防止に関する取組みを一層強化する必要がある。

⑤ サービス見込量に対する考え方の見直しに関する事項

サービス見込量については、過去の実績から機械的ではなく、障害のある人のニーズやその動向を踏まえて見込む。

住民にも分かりやすい計画とするため、サービス見込量とともに利用者数も明記する。

第3章 障害のある人の状況

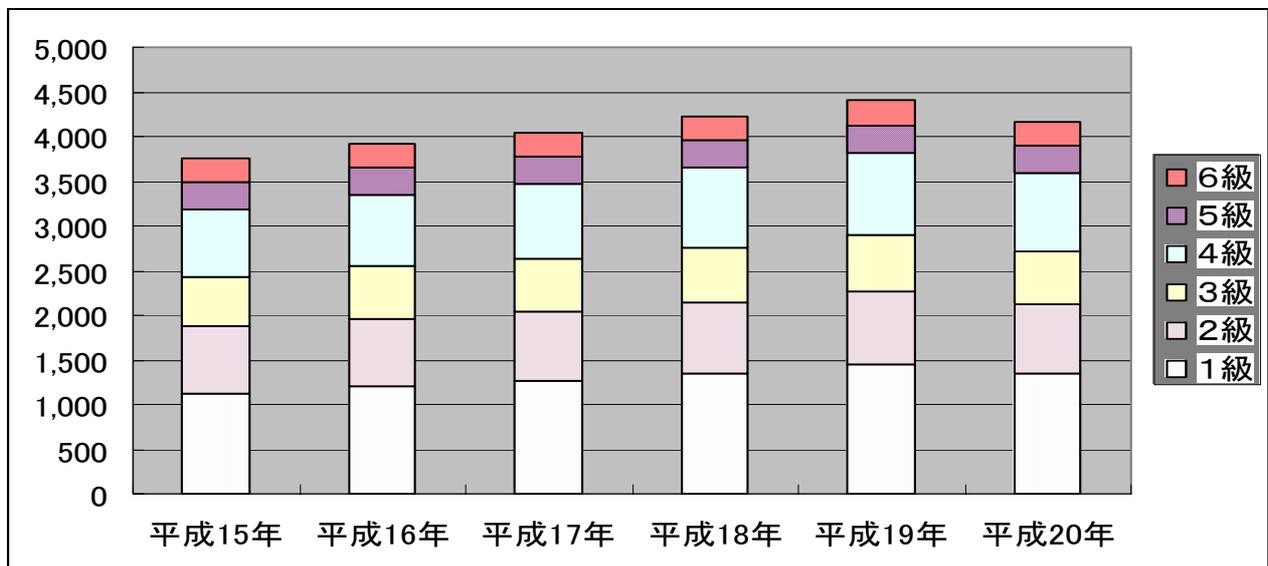
1 障害のある人の状況

(1) 身体障害児・者の状況

身体障害のある人の数は（身体障害者手帳所持者）は平成20年4月1日現在4,164人で総人口に占める割合は2.85%となっています。

障害の程度別にみると、1級が1,337人（32.25%）で最も多く、年々障害の重い人の割合が増加しています。

図1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別）



※ 1級が最も障害程度が重く、以下障害程度に応じて6級までとなっています。

表1 身体障害者手帳所持者数の推移（障害程度別）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
平成15年	1,132	737	567	746	306	273	3,761
平成16年	1,202	760	585	806	297	269	3,919
平成17年	1,258	787	592	835	305	272	4,049
平成18年	1,338	808	610	889	306	283	4,234
平成19年	1,446	826	627	919	305	283	4,406
平成20年	1,337	788	593	879	295	272	4,164

※各年4月1日現在

単位：人

(2) 知的障害児・者の状況

知的障害のある人の数は（療育手帳所持者）は平成20年4月1日現在755人で総人口に占める割合は0.51%となっています。

障害の程度別にみると、㊤（最重度）が166人、A（重度）が211人、B（中度）が205人、C（軽度）が173人となっています。

図2 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

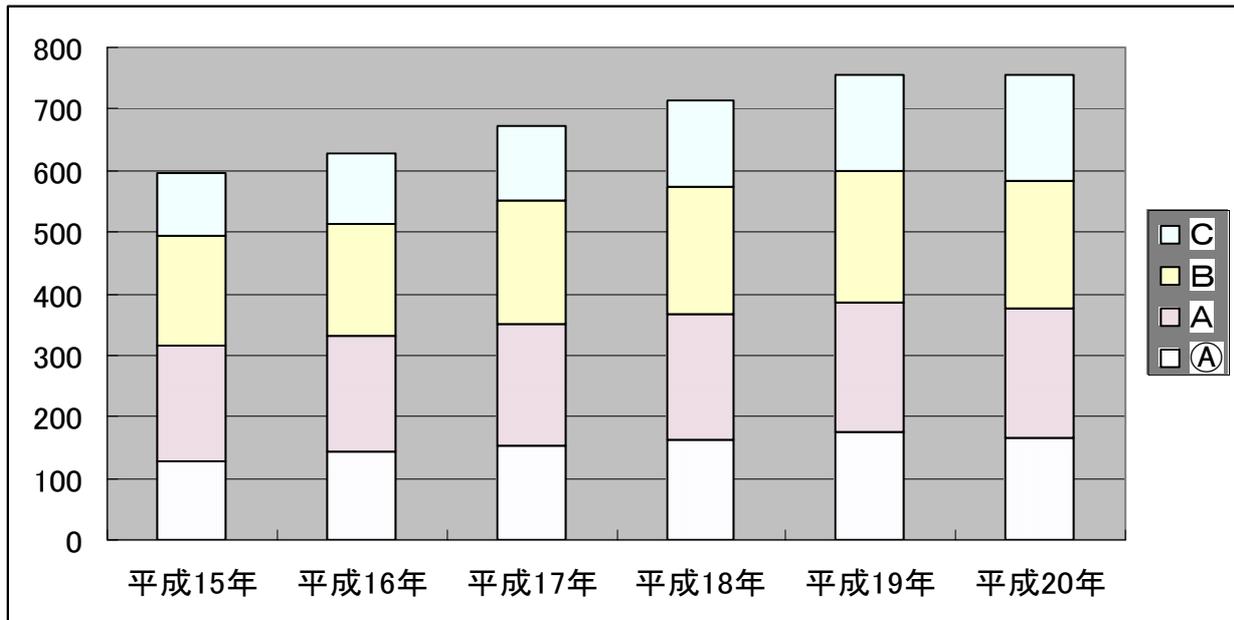


表2 療育手帳所持者数の推移（障害程度別）

	㊤	A	B	C	計
平成15年	127	187	179	102	595
平成16年	144	188	182	114	628
平成17年	152	200	198	124	674
平成18年	163	205	206	139	713
平成19年	174	212	212	158	756
平成20年	166	211	205	173	755

※ 各年4月1日現在

単位：人

(3) 精神障害者の状況

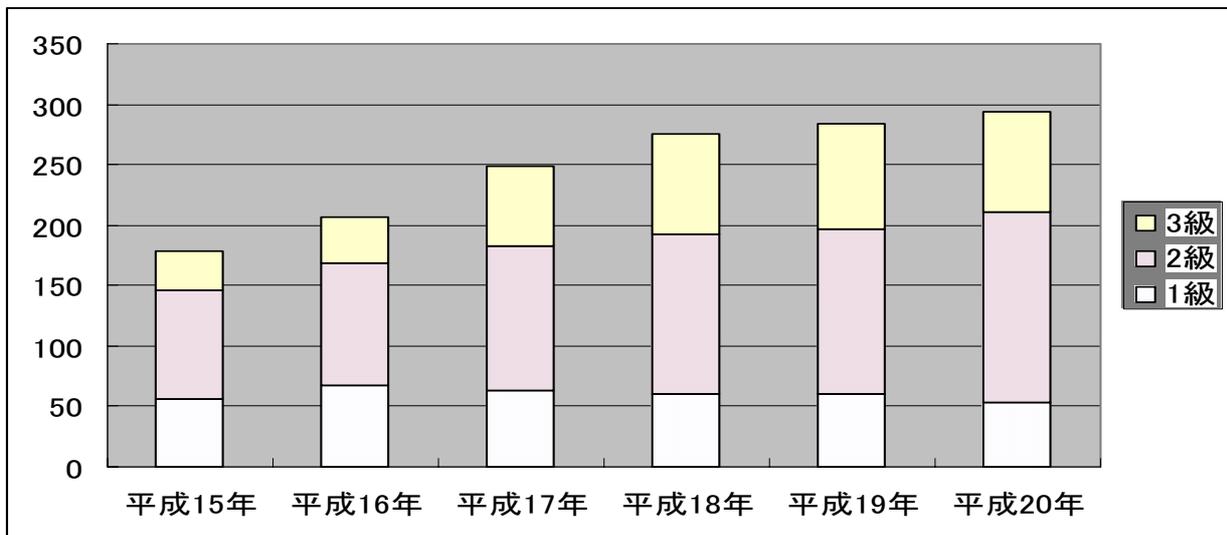
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は平成20年4月1日現在、294人で総人口に占める割合は0.20%となっています。

障害程度別にみると、1級が53人(18.02%)、2級が158人(53.74%)で最も多く、3級が83人(24.82%)となっています。

また、精神通院医療受給者数は840人となっています。

なお、精神障害者保健福祉手帳所持者と精神通院医療受給者の重複者は250人となっており、精神障害者数としては884名となっており、総人口に占める割合は0.57%となっています。

図3 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（障害程度別）



※ 1級が最も障害程度が重く、以下3級までとなっています。

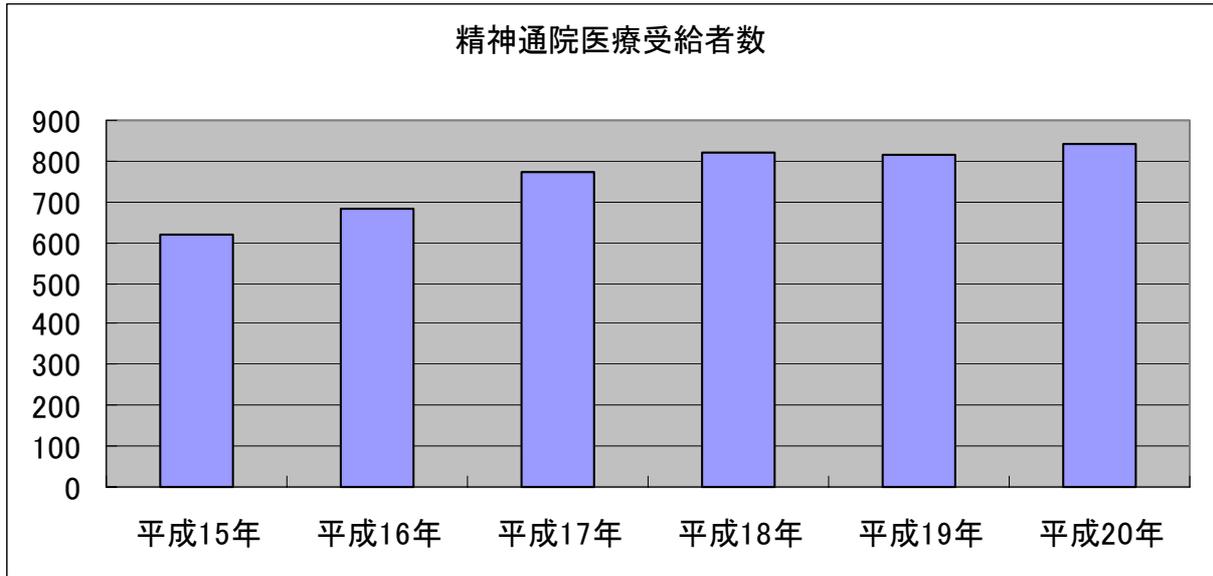
表3 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数の推移

	1級	2級	3級	計	精神通院医療受給者数
平成15年	56	90	32	178	622
平成16年	68	100	38	206	683
平成17年	63	120	66	249	771
平成18年	61	131	84	276	823
平成19年	61	136	87	284	813
平成20年	53	158	83	294	840

※ 各年4月1日現在

単位：人

図 4 精神通院医療受給者数の推移



2 障害福祉サービスの利用状況

障害福祉サービスの利用状況は平成 20 年 10 月利用実績数として 469 人で障害者手帳保持者（身体・知的・精神）の 9.59%の割合となっています。

障害別の受給者は、身体が 136 人（28.99%）、知的が 252 人（53.73%）で最も多く、精神が 28 人（5.97%）、障害児は 53 人（11.3%）となっています。

表 4 支給決定者・受給者数

区 分		支給決定者数	受給者数	給付率
障害者	身 体	167	136	81.4%
	知 的	273	252	92.3%
	精 神	37	28	75.7%
	小 計	477	416	87.2%
障害児		118	53	44.9%
全 体		595	469	78.8%

※ 平成 20 年 10 月利用実績

図 5 支給決定者・受給者割合

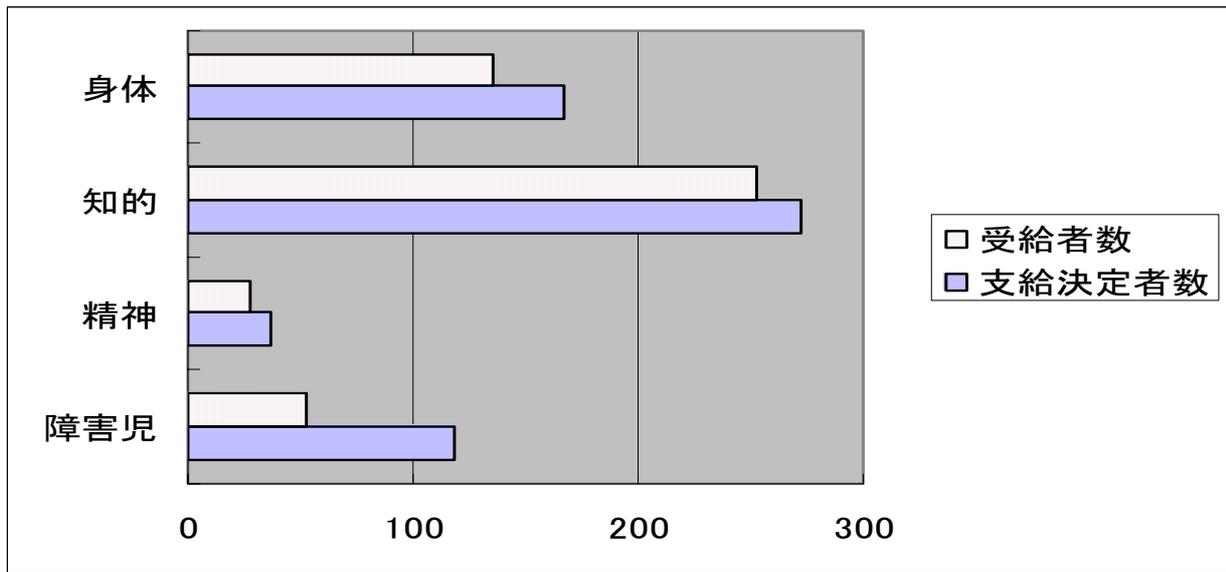


表 5 受給者の障害程度区分

区分	障害程度区分							全体	
	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	未判定		
障害者	身体	14	17	14	10	12	39	30	136
	知的	14	27	47	33	14	9	108	252
	精神	11	7	1	1	0	0	8	28
	小計	39	51	62	44	26	48	146	416
障害児	0	0	0	0	0	0	53	53	

※未判定については、障害程度区分の結果に関らず利用できる方で、平成 20 年 10 月現在に障害福祉サービスを受給されている人数です。

第4章 第1期計画の進捗状況(障害福祉サービス)

平成18年度から平成20年度までの障害福祉サービスの第1期計画のサービス見込量及び実績値は次のとおりです。

1 訪問系サービス

訪問系サービスの提供状況を見ると、増減はあるものの年々増加する傾向で推移しております。各サービスの提供状況を見ると、居宅介護が増加しているが、重度訪問介護及び行動援護はほぼ横ばいの利用状況となっており、重度障害者等包括支援の利用実績はありませんでした。

※各年10月利用実績

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
居宅介護・重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	見込量(計画)	60人	75人	90人
	実利用人数	60人	58人	68人

2 日中活動系サービス

日中活動系サービスの提供状況を見ると、障害者施設が障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ移行していくことに伴い、年々増加傾向にありますが、自立訓練(機能訓練)、就労継続支援(A型)、療養介護の提供事業所が少なく、サービスの利用が進んでおらず、第1期計画の見込量より下回っています。

※各年10月利用実績

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
生活介護	見込量(計画)	12人	96人	107人
	実利用人数	12人	29人	101人
自立訓練(機能訓練)	見込量(計画)	0人	4人	4人
	実利用人数	0人	0人	1人
自立訓練(生活訓練)	見込量(計画)	25人	57人	59人
	実利用人数	25人	25人	35人

就労移行支援	見込量(計画)	2人	3人	3人
	実利用人数	2人	1人	6人
就労継続支援(A型)	見込量(計画)	1人	1人	21人
	実利用人数	1人	1人	8人
就労継続支援(B型)	見込量(計画)	2人	77人	77人
	実利用人数	2人	60人	74人
療養介護	見込量(計画)	0人	1人	1人
	実利用人数	0人	0人	0人
児童デイサービス	見込量(計画)	63人	66人	69人
	実利用人数	63人	53人	56人
短期入所	見込量(計画)	44人	53人	58人
	実利用人数	44人	17人	18人

3 居住系サービス

居住系サービスの提供状況をみると、平成20年度にケアホームの新規事業所が開設されたため、利用者が増加しました。施設入所支援については障害者自立支援法に基づく新体系への移行が進まず、利用者の人数は見込量を大幅に下回りました。

※各年10月利用実績

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
共同生活援助(グループホーム)	見込量(計画)	-	-	-
	実利用人数	18人	23人	23人
共同生活介護(ケアホーム)	見込量(計画)	-	-	-
	実利用人数	7人	10人	17人
施設入所支援	見込量(計画)	3人	155人	152人
	実利用人数	3人	24人	78人

4 相談支援

相談支援（サービス利用計画作成）のサービス利用者がなく、見込量を大幅に下回りました。

※各年10月利用実績

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
相談支援	見込量(計画)	0人	32人	32人
	実利用人数	0人	0人	0人

5 旧法施設支援費利用者の推移

旧法施設支援費利用者数は旧体系の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新体系サービスへ移行していくことに伴い、年々利用者数は減少しています。

(1) 入所

※各年10月利用実績

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
旧身障入所更生施設	実利用人数	8人	1人	0人
旧身障入所療護施設		50人	32人	12人
旧身障入所授産施設		17人	16人	11人
旧知的入所更生施設		109人	75人	59人
旧知的入所授産施設		9人	8人	7人
合計		193人	132人	89人

(2) 通所

サービス種類		平成18年	平成19年	平成20年
旧身障通所更生施設	実利用人数	17人	0人	0人
旧身障通所療護施設		2人	4人	0人
旧身障通所授産施設		0人	0人	0人
旧知的通所更生施設		17人	8人	0人
旧知的通所授産施設		51人	51人	33人
合計		87人	63人	33人

第5章 平成23年度の数値目標の設定

旧体系の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度として、次に掲げる事項について、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、第1期障害福祉計画の作成時点において、福祉施設入所者のうち今後、自立訓練等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数値目標を設定します。また、平成23年度末の入所者数の削減目標を設定します。

数値目標の設定に当たっては第1期計画の目標を継承する。

事 項	数 値	備 考
第1期計画作成時点 入所者数（A）	159人	平成18年10月現在の施設 入所者数
平成23年度目標数（B）	147人	平成23年度末の施設入所 者数
削減見込み目標数	12人 （A）－（B）	第1期計画時点入所者数の うち7.5%削減目標
地域移行目標数	16人	第1期計画時点入所者数の うち1割が削減目標

2 退院可能精神障害者の地域生活への移行

第1期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成24年度までに受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者が地域生活への移行をめざし、平成23年度末における退院可能精神障害者数の削減目標値を設定しました。

第2期計画においては今後、医療計画における基準病床数の見直し、さらに県が実施する精神障害者地域移行支援特別対策事業等を考慮し、退院可能精神障害者の地域生活への移行の目標数値については県が実施した精神科病院入院患者調査の結果を踏まえ第1期計画の数値目標の46人を第2期計画では30人に修正しました。

事 項	数 値	備 考
第 1 期計画数値目標	46 人	第 1 期計画における平成 23 年度の 数値目標
退院可能精神障害者数	36 人	退院可能な精神障害者数（県調査 による平成 20 年 9 月 30 日現在）
目標減少数	30 人	36 人 × 83.8%（県算出根拠による）

3 福祉施設から一般就労への移行

第1期計画では基本指針に即して、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とし、就労継続支援A型の利用者数も含め年間25人に設定しました。

第2期計画においても、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍である4人を設定し、就労継続支援A型の利用者数は本市の実情を踏まえ15人に修正し、平成23年度の数値目標を19人に設定しました。

事 項	数 値	備 考
第 1 期計画数値目標	25 人	第 1 期計画における平成 23 年度の 数値目標
第 1 期計画時点の年間 就労移行者数	1 人	平成 18 年度に福祉施設から一般就 労した者の数
平成 23 年度目標数	19 人	平成 23 年度において福祉施設から 一般就労する方の数
一般就労移行者見込	4 人	第 1 期計画時点の年間就労移行者 数実績の 4 倍
就労継続支援（A 型） 利用者見込	15 人	サービス見込量のとおり

第6章 障害福祉サービス等のサービス見込量とそのサービス見込量確保のための方策

保のための方策

1 指定障害福祉サービス及び指定相談支援のサービス見込量の設定とサービス見込量確保のための方策

平成23年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しながら、平成21年度から平成23年度の各年度におけるサービス見込量を設定し、その確保に努めていきます。

サービス見込量とサービス見込量確保のための方策の設定するサービスは次のとおりです。

訪問系サービス

- ◎ 居宅介護（ホームヘルプ）
- ◎ 重度訪問介護
- ◎ 行動援護
- ◎ 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ◎ 生活介護
- ◎ 療養介護
- ◎ 自立訓練（機能訓練）
- ◎ 自立訓練（生活訓練）
- ◎ 就労移行支援
- ◎ 就労継続支援A型（雇用型）
- ◎ 就労継続支援B型（非雇用型）
- ◎ 児童デイサービス
- ◎ 短期入所

居住系サービス

- ◎ 共同生活援助（グループホーム）
- ◎ 共同生活介護（ケアホーム）
- ◎ 施設入所支援

指定相談支援（サービス利用計画作成）

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

◎居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等を行います。
◎重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。
◎行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。
◎重度障害者等 包括支援	介護の必要性が高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

【サービス見込量】

障害者数の増加や障害者施設から地域生活への移行及び精神障害者の退院促進等により訪問系サービスの利用が増加していくことが予想されます。

見込量については現在のサービス利用者数を基礎として、障害者数の伸び率や今後、施設入所や入院から地域生活への移行による新たなサービス利用者を見込んだ利用者数に、サービス提供量の実績から算出した平均的な1人当りの利用量を乗じてサービス見込量を設定しました。

サービス種別			H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅介護	利用者数	人/月	70	74	83
	サービス量	時間/月	1,260	1,332	1,494
重度訪問介護	利用者数	人/月	1	2	2
	サービス量	時間/月	331	662	662
行動援護	利用者数	人/月	1	2	6
	サービス量	時間/月	5	10	30
重度障害者等 包括支援	利用者数	人/月	0	0	1
	サービス量	時間/月	0	0	331

【サービス量確保のための方策】

訪問系サービスについては、障害のある方が地域で自立した生活を支えるうえで必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が必要である。今後、訪問系サービスが必要となる方が増加すると見込まれるため、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材育成やマンパワーの確保のための環境を整備するとともに、サービス提供事業者への的確な情報提供により、訪問系サービスへの参入を促進し障害のある人が安心して居宅生活ができる体制の整備を進めます。

(2) 日中活動系サービス

【事業内容】

◎生活介護	常時に介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
◎自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
◎自立訓練 (生活訓練)	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
◎就労移行支援	一般企業等へ就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
◎就労継続支援 (A型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型：雇成型、B型：非雇成型)
◎療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活の支援をします。
◎児童デイサービス	障害や発達の遅れのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。
◎短期入所 (ショートステイ)	介護者が疾病その他の理由により短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【サービス見込量】

サービス見込量については現在のサービス利用者数を基礎として、障害者数の伸び率や地域生活移行、また、現旧法施設利用者の新体系サービスへの移行を踏まえ見込みました。またサービス提供量の実績から算出した平均的な1人当りの利用量に乗じてサービス見込量を設定しました。

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度	
生活介護	利用者数	人/月	120	140	161
	サービス量	人日/月	2,400	2,800	3,220
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	人/月	1	1	2
	サービス量	人日/月	20	20	40
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	人/月	42	50	64
	サービス量	人日/月	714	850	1,088
就労移行支援	利用者数	人/月	9	13	17
	サービス量	人日/月	189	273	357
就労継続支援 (A型)	利用者数	人/月	9	12	15
	サービス量	人日/月	171	228	285
就労継続支援 (B型)	利用者数	人/月	86	100	120
	サービス量	人日/月	1,290	1,500	1,800
療養介護	利用者数	人/月	0	0	1
	サービス量	人日/月	0	0	30
児童デイサービス	利用者数	人/月	58	60	62
	サービス量	人日/月	232	240	248
短期入所 (ショートステイ)	利用者数	人/月	19	20	21
	サービス量	人日/月	209	220	231

【サービス量確保のための方策】

サービス見込量の確保にあたっては、サービス利用者のニーズを把握するとともに必要とされるサービス量に対応できる体制を確保するために、多様な事業所の参入を促進します。

また、就労移行支援や就労継続支援については、福祉施設と地域の関係機関、企業などと連携し、利用者が自立した生活を支えることができるよう、一般就労への移行を支援します。

さらに、生活介護や短期入所など、身近な地域での必要なサービスを利用できるようにサービス提供体制の整備に努めていきます。

(3) 居住系サービス

【事業内容】

◎共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。
◎共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日に共同生活を営む住居で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。
◎施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

【サービス見込量】

サービス見込量については現在のサービス利用者数を基礎として、障害者数の伸び率や地域生活移行等による新たなサービス利用者および、現旧法施設入所者を踏まえ実利用者数を見込みました。

サービス種別			H21年度	H22年度	H23年度
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数	人/月	28	33	40
共同生活介護 (ケアホーム)	利用者数	人/月	19	23	27
施設入所支援	利用者数	人/月	101	124	147

【サービス量確保のための方策】

地域生活への移行を進めるため、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援についてはサービス提供事業者と連携をとりながら、サービス必要量の提供体制確保に努めます。

（４）指定相談支援（サービス利用計画作成）

【事業内容】

指定相談支援 (サービス利用計画作成)	計画的な支援を必要とする人にサービス利用計画の作成や事業者等との連絡・調整を行います。
------------------------	---

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
指定相談支援	利用者数 人/年	20	30	38

【サービス量確保のための方策】

障害のある人一人ひとりのニーズにあった計画的な支援が受けられるよう、指定相談事業者と連携をとり相談支援体制の充実に努めます。

第7章 地域生活支援事業のサービス見込量とそのサービス見込量確保のための方策

1 地域生活支援事業のサービス見込量の設定とサービス量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

今後は、これまで実施してきた実績や障害のある人のニーズ等を踏まえ、事業の内容等を検討し、身近できめ細かな支援を行えるサービスの確保に努めていきます。

(1) 相談支援事業

【事業内容】

障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じて福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリングや情報提供など総合的な支援を行います。
地域自立支援協議会	相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関し、中核的役割を果たす協議の場になります。
相談支援機能強化事業	相談支援の機能を強化するため、専門職員を配置し、専門的・困難ケース等の相談に対応します。
住宅入居等支援事業	障害者の地域生活移行を進めるため、契約手続き等の一般住宅に入居する際に必要な支援を行います。
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な障害者が障害福祉サービスの利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	箇所数	3 箇所	4 箇所	5 箇所
②地域自立支援協議会	箇所数	1 箇所	1 箇所	1 箇所
相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有

【サービス量確保のための方策】

利用者のニーズに対応した相談体制を確保し、事業者等との連携のもとで相談・支援体制の充実に努めます。また、相談体制の充実に向けて、障害者自立支援協議会を地域の障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、相談支援窓口のネットワーク化を図るとともに、地域の関係機関の連携強化に努めます。

なお、身近な相談ができるよう障害者相談員による相談活動の充実や障害者福祉センター等を活用し相談窓口の整備・充実に努めます。

(2) コミュニケーション支援事業

【事業内容】

コミュニケーション支援事業	コミュニケーション支援事業とは、聴覚・言語機能・視覚等の障害があるため意思疎通を図ることが困難な人の意思疎通を仲介する事業です。
---------------	--

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
コミュニケーション支援事業		/	/	/
①手話通訳者派遣事業	利用者数/年	13 人	14 人	15 人
②要約筆記奉仕員派遣事業	利用者数/年	0 人	1 人	1 人
③広報録音版発行事業	利用者数/年	27 人	27 人	27 人
④ファックス基本料助成事業	利用者数/年	8 人	8 人	8 人

【サービス量確保のための方策】

コミュニケーション支援事業の円滑な実施を図るためには人材の養成が重要であるため、手話通訳者や要約筆記者養成研修を県と協力し計画的に人材の確保に努め、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 日常生活用具給付等事業

【事業内容】

日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、自立生活支援用具の給付等を行い日常生活上の便宜を図ります。
-------------	--

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	14 件	15 件	15 件
②自立生活支援用具	給付件数/年	17 件	18 件	18 件
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	11 件	11 件	12 件
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	28 件	28 件	29 件
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	1,851 件	1,890 件	1,930 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	6 件	6 件	6 件

【サービス量確保のための方策】

障害の特性に合わせ適切な用具の給付を図るとともに、事業の周知、利用の普及・啓発を図ります。また、需用動向をみながら財源の確保に努めます。

(4) 移動支援事業

【事業内容】

移動支援事業	屋外で移動が困難な障害のある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーによる援助を行います。
--------	---

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度	
移動支援	利用者数	人/年	103 人	104 人	110 人
	利用時間	時間/年	2,427 時間	2,451 時間	2,592 時間

【サービス量確保のための方策】

障害のある人の自立生活や社会参加を進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

(5) 地域活動支援センター事業

【事業内容】

地域に活動拠点を整備し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援をします。

地域活動支援センターⅠ型	専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進のための普及啓発等の事業を実施します。
地域活動支援センターⅡ型	地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会的訓練、入浴等のサービスを実施します。
地域活動支援センターⅢ型	これまでの小規模作業所の移行先として想定された事業形態で、通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な経営が図られていることが条件となります。

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所数	1	1	1
	利用者数/年	1	3	5
地域活動支援センターⅡ型	箇所数	0	0	1
	利用者数/年	0	0	10
地域活動支援センターⅢ型	箇所数	2	2	2
	利用者数/年	26	31	36

【サービス量確保のための方策】

障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。また、引き続き、地域活動支援センターから障害福祉サービス事業者へと移行していくための支援を進めていきます。

(6) その他の事業

古河市では任意事業として次の福祉サービス事業を実施します。

訪問入浴サービス事業	入浴が困難な障害のある人の家庭を訪問し、入浴車による入浴サービスを行います。
デイステイ事業	障害のある人を家族の負担を軽減するために一時預かりを行います。
日中一時支援事業	障害のある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。
身体障害者用自動車改造費助成事業	身体障害者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。
自動車運転免許取得事業	身体障害者が自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。
タクシー料金助成事業	障害のある人が通所・通院のために利用するタクシー料金の一部を助成します。
歯科治療施設通院助成事業	重度の障害のある人が歯科治療のための通院に係る費用の一部を助成します。
知的障害者職親委託事業	知的障害者を一定期間、事業経営者等に預け生活指導や技術習得訓練等を行います。
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	重度の障害者の家庭生活を送りやすくするため住宅の一部を改修する場合に費用の一部を助成します。
障害者福祉ホーム事業	住居を求めている障害者につき定額な料金で福祉ホームその他の施設において居室やその他の設備を利用させ日常生活に必要な支援を行います。

【サービス見込量】

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	3	3	3
デイステイ事業	利用者数/年	20	20	21
日中一時支援事業	利用者数/年	92	97	103
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数/年	4	4	4
自動車運転免許取得事業	利用者数/年	3	3	3
タクシー料金助成事業	利用者数/年	79	80	82
歯科治療施設通院助成事業	利用者数/年	14	14	15
知的障害者職親委託事業	利用者数/年	0	0	1
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	利用者数/年	10	10	11
障害者福祉ホーム事業	利用者数/年	1	1	2

【サービス量確保のための方策】

各事業のサービス量の状況等を把握し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業所や関係機関と連携しながら事業を推進していきます。また、障害のある人のニーズに応じて、新たな事業を検討してきます。

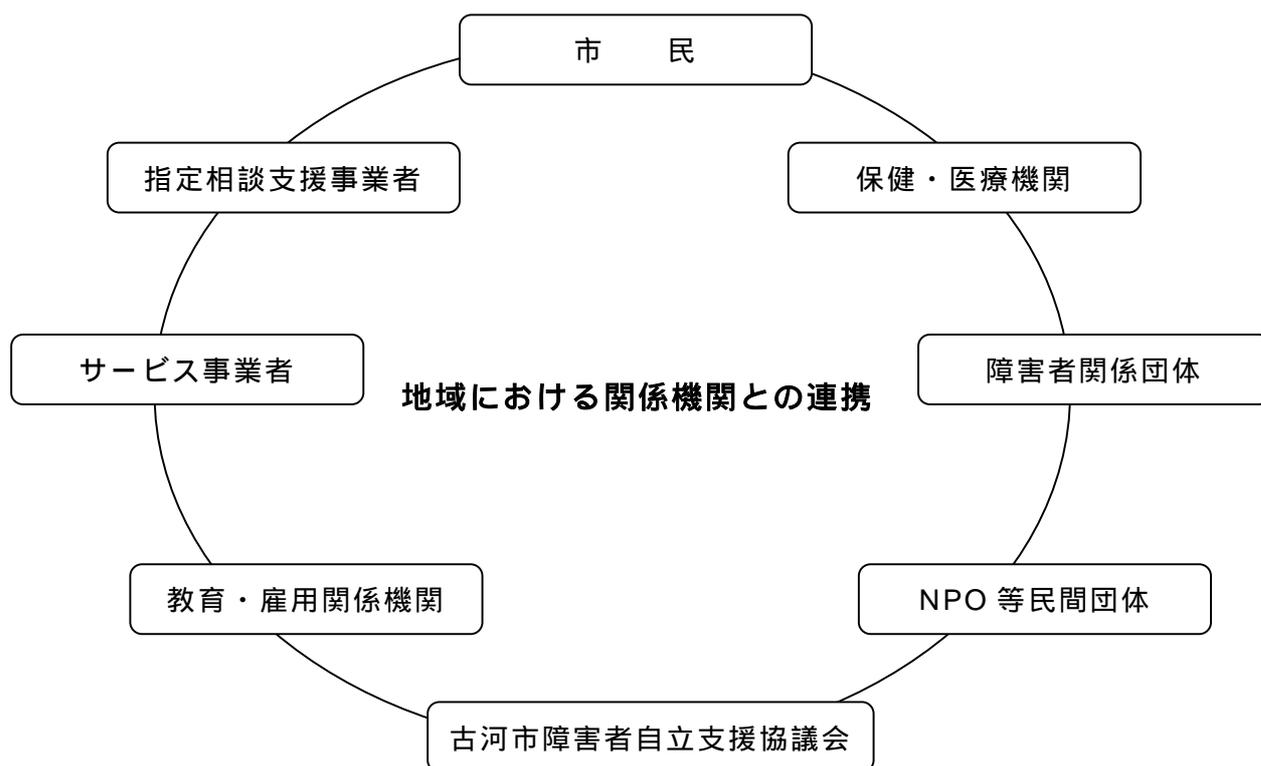
第8章 計画推進のために

1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

計画を着実に進めていくために、各年度ごとに計画の達成状況を点検し、古河市障害者自立支援協議会を核として、障害のある人を取り巻く国、県、民間事業所、NPO法人、各種団体、企業等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

2 地域における関係機関との連携

障害のある人の地域移行を進めるためには、関係機関や団体、民間事業所等との協力が必要であるため、連携しながら計画の推進を図ります。



付表 数値目標及びサービス見込量一覧（再掲）

平成 23 年度の数値目標の設定

【福祉施設の入所者の地域生活への移行】

内 容	平成 23 年度目標
福祉施設入所者の地域生活への移行	平成 18 年 10 月現在入所者数 159 人の 1 割（16 人）を地域生活へ移行
福祉施設入所者数を削減	平成 18 年 10 月現在入所者数 159 人の 7.5%（12 人）を削減

【退院可能精神障害者の地域生活への移行】

内 容	平成 23 年度目標
退院可能な精神障害者数 36 人の地域生活への移行	30 人

【福祉施設利用者の就労促進】

内 容	平成 23 年度目標
福祉施設からの一般就労移行〔就労継続支援（雇用型）も含む〕	19 人

障害者福祉サービス

【訪問系サービス】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅介護	利用者数	人/月	70	74	83
	サービス量	時間/月	1,260	1,332	1,494
重度訪問看護	利用者数	人/月	1	2	2
	サービス量	時間/月	331	662	662
行動援護	利用者数	人/月	1	2	6
	サービス量	時間/月	5	10	30
重度障害者包括支援	利用者数	人/月	0	0	1
	サービス量	時間/月	0	0	331

【日中活動系サービス】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
生活介護	利用者数	人/月	120	140	161
	サービス量	人日/月	2,400	2,800	3,220
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	1	1	2
	サービス量	人日/月	20	20	40
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	42	50	64
	サービス量	人日/月	714	850	1,088
就労移行支援	利用者数	人/月	9	13	17
	サービス量	人日/月	189	273	357
就労継続支援（A型）	利用者数	人/月	9	12	15
	サービス量	人日/月	171	228	285
就労継続支援（B型）	利用者数	人/月	86	100	120
	サービス量	人日/月	1,290	1,500	1,800
療養介護	利用者数	人/月	0	0	1
	サービス量	人日/月	0	0	30
児童デイサービス	利用者数	人/月	58	60	62
	サービス量	人日/月	232	240	248
短期入所	利用者数	人/月	19	20	21
	サービス量	人日/月	209	220	231

【居住系サービス】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
共同生活援助 （グループホーム）	利用者数	人/月	28	33	40
共同生活介護 （ケアホーム）	利用者数	人/月	19	23	27
施設入所支援	利用者数	人/月	101	124	147

【相談支援サービス】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
指定相談支援	利用者数	人/年	20	30	38

地域生活支援事業

サービス区分	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
相談支援事業				
①障害者相談支援事業	箇所数	3	4	5
②地域自立支援協議会	箇所数	1	1	1
相談支援機能強化事業	実施の有無	無	無	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実施の有無	有	有	有
コミュニケーション支援事業				
①手話通訳者派遣事業	利用者数/年	13	14	15
②要約筆記奉仕員派遣事業	利用者数/年	0	1	1
③広報録音版発行事業	利用者数/年	27	27	27
④ファックス基本料助成事業	利用者数/年	8	8	8
日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	給付件数/年	14	15	15
②自立生活支援用具	給付件数/年	17	18	18
③在宅療養等支援用具	給付件数/年	11	11	12
④情報・意思疎通支援用具	給付件数/年	28	28	29
⑤排泄管理支援用具	給付件数/年	1,851	1,890	1,930
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数/年	6	6	6

【移動支援】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
移動支援	利用者数	人/年	103	104	110
	利用時間	時間/年	2,427	2,451	2,592

【地域活動支援センター】

サービス区分		単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
地域活動支援センターⅠ型	箇所数		1	1	1
	利用者数/年		1	3	5
地域活動支援センターⅡ型	箇所数		0	0	1
	利用者数/年		0	0	10
地域活動支援センターⅢ型	箇所数		2	2	2
	利用者数/年		26	31	36

【その他の事業】

サービス区分	単位	H21 年度	H22 年度	H23 年度
訪問入浴サービス事業	利用者数/年	3	3	3
デイステイ事業	利用者数/年	20	20	21
日中一時支援事業	利用者数/年	92	97	103
身体障害者用自動車改造費助成事業	利用者数/年	4	4	4
自動車運転免許取得事業	利用者数/年	3	3	3
タクシー料金助成事業	利用者数/年	79	80	82
歯科治療施設通院助成事業	利用者数/年	14	14	15
知的障害者職親委託事業	利用者数/年	0	0	1
重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業	利用者数/年	10	10	11
障害者福祉ホーム事業	利用者数/年	1	1	2

資料

1 古河市の総人口推移

古河市の総人口は、平成12年の146,452人を境に減少に転じ、平成17年には145,268人(平成17年国勢調査)となっています。

その一方で世帯数は、年々増加する傾向にあり、平成17年には49,857世帯となっていて、世帯当たりの人員は2.91人/世帯と減少傾向にあります。

性別人口(男女比率)は、平成12年男性：女性(50.1：49.9)比率が17年比率では女性の構成比率が0.2ポイントのプラスとなり、逆転しています。

3層区分人口では、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～64歳)は減少し、老年人口(65歳以上)は増加していて、少子・高齢化の進行がうかがえます。

■ 総人口の推移(上段：人口 下段：増減率) 資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年構成比
古河市	139,239	146,010	146,452	145,268	100%
		4.9%	0.3%	-0.8%	
古河地区	58,231	59,093	58,727	57,911	40%
		1.5%	-0.6%	-1.4%	
総和地区	44,844	47,058	48,007	48,894	34%
		4.9%	2.0%	1.8%	
三和地区	36,164	39,859	39,718	38,463	26%
		10.2%	-0.4%	-3.2%	

■ 総人口の推移(平成18年～) 資料：茨城県常住人口調査(各年10月1日現在)

	平成18年	平成19年	平成20年
総人口	146,431	146,029	145,747

■ 世帯数の推移(上段：世帯数 下段：増減率) 資料：国勢調査

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成17年構成比
古河市	40,140	44,577	46,891	49,857	100%
		11.1%	5.2%	6.3%	
古河地区	17,941	19,194	20,341	21,454	43%
		7.0%	6.0%	5.5%	
総和地区	12,919	14,404	15,103	16,226	33%
		11.5%	4.9%	7.4%	
三和地区	9,280	10,979	11,447	12,177	24%
		18.3%	4.3%	6.4%	

■ 年齢別人口の推移

年齢	男性			女性			合計		
	平成12年	平成15年	平成17年	平成12年	平成15年	平成17年	平成12年	平成15年	平成17年
0-4歳	3,527	3,369	3,379	3,355	3,286	3,300	6,882	6,655	6,679
5-9歳	3,934	3,667	3,559	3,707	3,456	3,326	7,641	7,123	6,885
10-14歳	4,493	4,152	3,889	4,225	3,969	3,705	8,718	8,121	7,594
15-19歳	4,978	4,778	4,500	5,015	4,581	4,243	9,993	9,359	8,743
20-24歳	5,192	4,601	4,640	4,980	4,636	4,619	10,172	9,237	9,259
25-29歳	5,596	5,317	4,941	5,471	5,133	4,775	11,067	10,450	9,716
30-34歳	5,105	5,495	5,550	4,703	4,995	5,186	9,808	10,490	10,736
35-39歳	4,824	4,651	4,869	4,521	4,519	4,572	9,345	9,170	9,441
40-44歳	5,059	4,775	4,622	4,812	4,565	4,428	9,871	9,340	9,050
45-49歳	6,101	5,436	5,142	5,833	5,096	4,897	11,934	10,532	10,039
50-54歳	6,433	6,624	5,984	5,995	6,410	5,785	12,428	13,034	11,769
55-59歳	5,430	5,550	6,112	5,059	5,172	5,736	10,489	10,722	11,848
60-64歳	4,382	4,776	5,267	4,116	4,507	5,017	8,498	9,283	10,284
65-69歳	3,369	3,719	3,931	3,649	3,913	3,985	7,018	7,632	7,916
70-74歳	2,677	2,803	2,905	3,040	3,290	3,413	5,717	6,093	6,318
75-79歳	1,485	1,941	2,168	2,378	2,646	2,827	3,863	4,587	4,995
80-84歳	853	883	1,025	1,538	1,737	2,015	2,391	2,620	3,040
85-89歳	459	499	512	951	1,032	1,092	1,410	1,531	1,604
90-94歳	121	146	182	303	410	480	424	556	662
95-99歳	19	14	20	66	89	113	85	103	133
100歳	0	3	2	6	7	13	6	10	15
	74,037	73,199	73,199	73,723	73,449	73,527	147,760	146,648	146,726

資料：茨城県常住人口調査

■ 3層区分人口の推移

	0~14歳		15~64歳		65歳以上		合計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率		
平成12年	23,241	15.7%	103,605	70.1%	20,914	14.2%	147,760	
平成15年	21,899	14.9%	101,617	69.3%	23,132	15.8%	146,648	
平成17年	21,158	14.4%	100,885	68.8%	24,683	16.8%	146,726	
平成17年	古河地区	8,017	13.7%	38,870	66.4%	11,609	19.8%	58,496
	総和地区	7,462	15.2%	34,463	70.3%	7,121	14.5%	49,046
	三和地区	5,679	14.5%	27,552	70.3%	5,953	15.2%	39,184
	茨城県	430,909	14.4%	2,000,688	66.9%	559,545	18.7%	2,991,142

※年齢不詳は含まない資料：茨城県常住人口調査

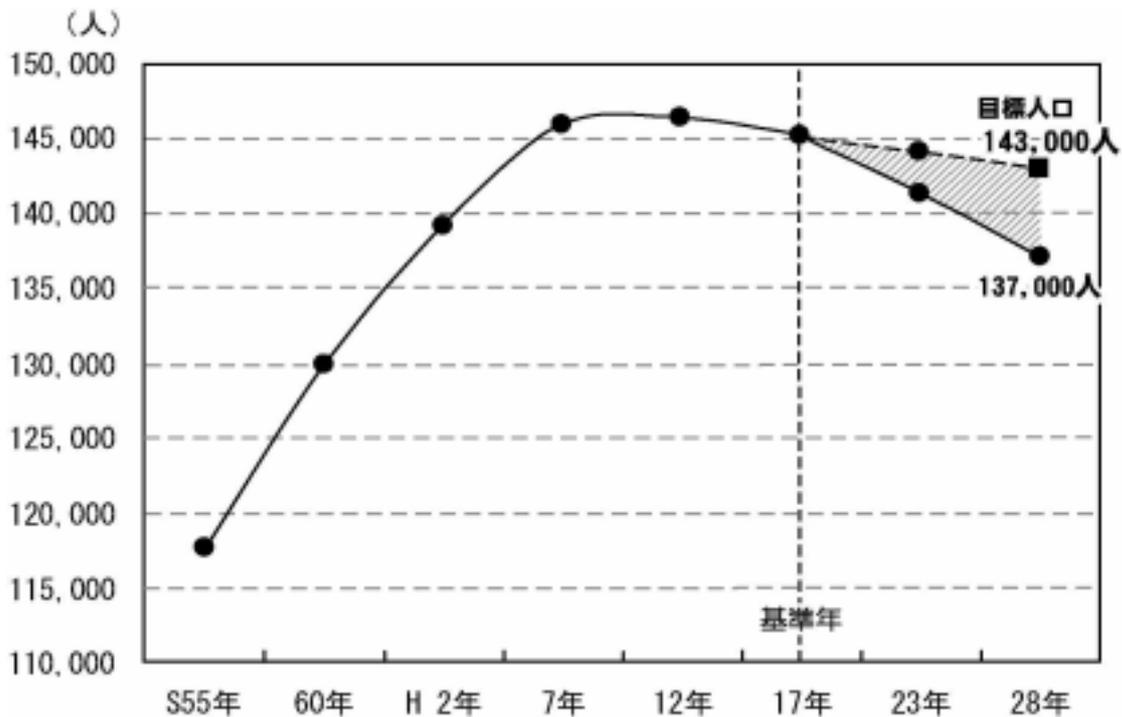
2 古河市の将来人口

古河市では平成12年を境に人口減少が進み、平成17年には145,265人となり、減少傾向は今後も続くものと予想されます。また、増加傾向にあった第2次と第3次就業者数も平成7年をピークに減少に転じて、就業構造も変化しつつあります。これらのことから、平成28年度における人口は、137,000人と推計されます。

一方、転入や転出が比較的活発に行われていて、新たな交通軸の整備などを契機に人的・社会・自然等の地域資源の優れた点を十分に活かした住みよい魅力ある都市づくりを進めることにより、人口の減少に歯止めをかけていくことが期待されます。

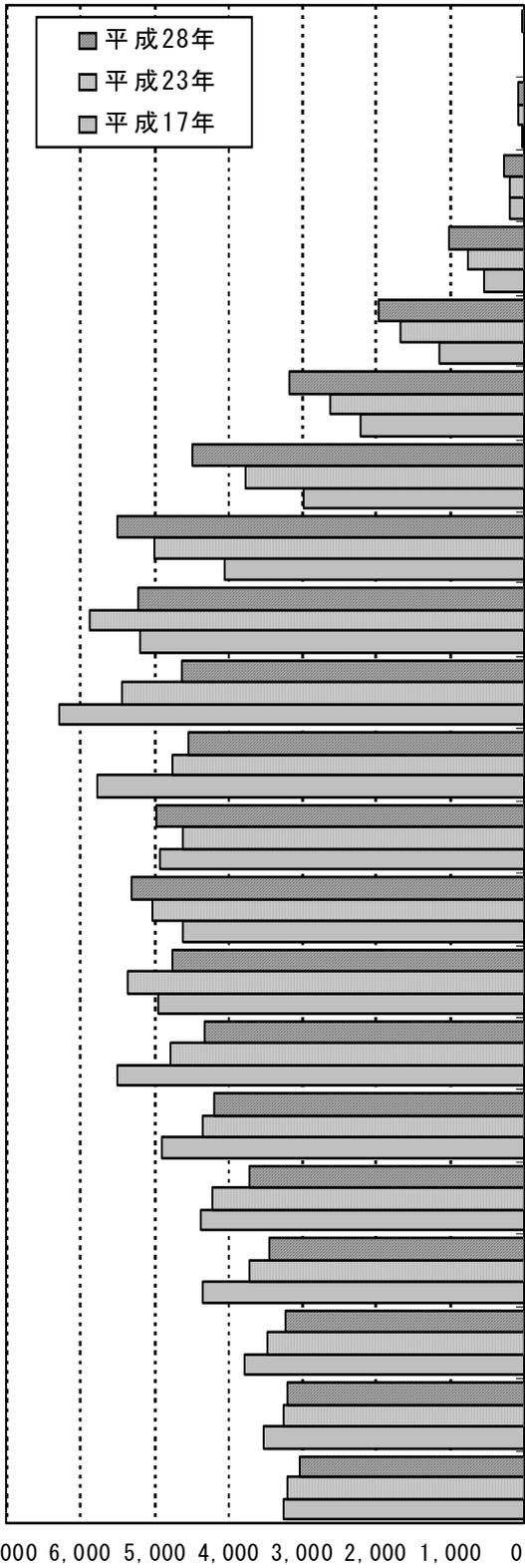
今後、製造業や小売、物流を中心とした企業の誘致とともに古河駅東部土地区画整理事業地を中心とした住宅開発などを進めることで、平成28年の目標人口を143,000人と設定します。（「第1次総合計画」推計値）

■ 人口推移予測

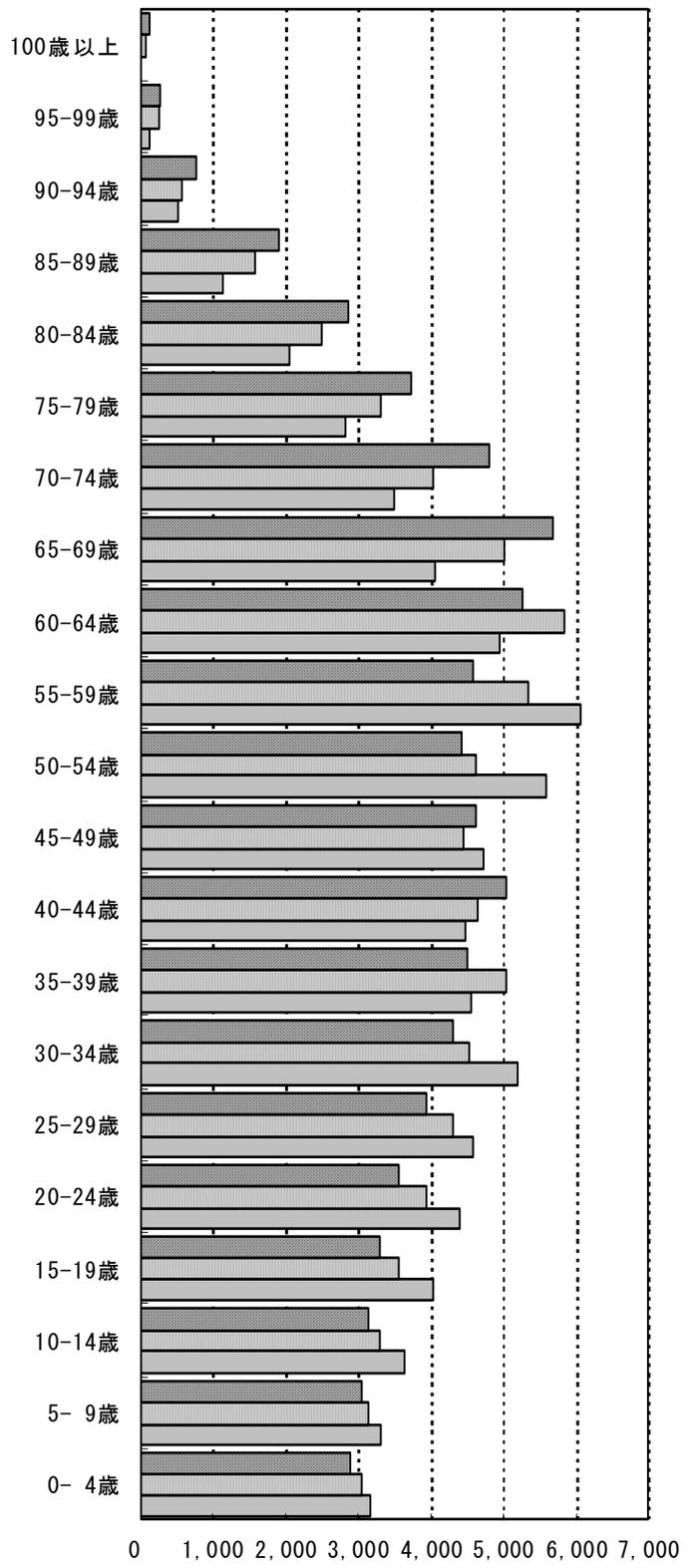


■ 年代別人口構成予測

(男)



(女)



3 障害者自立支援法 第 88 条

- 第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という）を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込み
 - 二 全号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込みの確保のための方策
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
 - 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
 - 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事業を勘案して作成しなければならない。
 - 4 市町村障害福祉計画は障害者基本法第 9 条第 3 項の規定する市町村障害者計画、社会福祉法第 107 条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和の保たれたものでなければならない。
（以下省略）

4 精神障害者退院促進支援事業

精神病院に入院している精神障害者のうち、受入条件が整えば退院可能である者に対し、円滑な地域移行を図るための支援を行う。

【実施主体】

都道府県（指定相談支援事業者、他の地方公共団体への委託可）

【事業の具体的内容】

自立支援員を指定相談支援事業者等に配置し、精神病院の精神保健福祉士等と連携を図りつつ退院に向けての支援を行い、精神障害者の円滑な地域移行の促進を図る。

（主な支援内容）

- ・精神病院内における利用対象者に対する退院への啓発活動
- ・退院に向けた個別の支援計画の作成
- ・院外活動（福祉サービス体験利用、保健所グループワーク参加等）にかかる同行支援等
- ・対象者、家族に対する地域生活移行に関する相談・助言
- ・退院後の生活に係る関係機関との連絡・調整

【自立支援員の要件】

精神保健福祉士又はこれと同等程度の知識を有する者

5 古河市障害者自立支援協議会設置規則

平成 20 年 3 月 26 日

告示第 4 号

(設置)

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害者施策の実施に当たり、本市の障害者施策の円滑かつ適切な運営を図るため、古河市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること。
- (2) 相談支援事業の運営に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発、改善等に関すること。
- (6) その他障害者施策に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は 15 人以内で組織し、次に掲げる団体又は機関の代表者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 障害関係相談員
- (2) 保健又は医療関係者
- (3) 障害福祉サービス事業者
- (4) 相談支援事業者
- (5) 障害者関係団体
- (6) 教育及び雇用機関関係者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他市長が必要と認めるもの

2 委員は、非常勤とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、協議会を招集し、協議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明等を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、障害福祉主管課に置く。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

6 古河市障害者自立支援協議会委員名簿

No	氏名	役職	所属	備考
1	今井 輝勝	事務局	古河市身体障害者（児）福祉 団体連合会	会 長
2	三浦 美重子	会長	古河地方家族会	副会長
3	舘野 スイ		身体障害者相談員	
4	長濱 ふくえ		知的障害者相談員	
5	大高 滋	会長	古河市心身障害児（者）父母 の会連合会	
6	川崎 武道	会長	古河市聴覚障害者協会	
7	諏訪 光英	会長	古河市視覚障害者協会	
8	町田 裕行	指導課 教育相談係長	古河市教育委員会	
9	高嶋 恭一	雇用指導官	古河市公共職業安定所	
10	森下 良美		トモエ乳業(株)	
11	八千代 祐子	指導員	古河市社会福祉協議会	
12	長谷川 大史	相談支援専門員	青嵐荘つくし園	
13	赤荻 榮一	所長	古河福祉の森診療所	
14	武井 弥生	係長	古河保健所	
15	鈴木 博志	福祉部長	古河市役所	

7 障害福祉サービス事業所等一覧

※ 古河市の方が利用している事業所(平成20年12月現在)

No.	名 称	所在地
1	はつらつ会指定居宅支援事業所	古河市尾崎 3920
2	さんわ指定居宅支援事業所	古河市尾崎 3920-14
3	アイライフ	古河市駒羽根 712-16
4	コスモス指定居宅支援事業所	古河市諸川 583-7
5	障害福祉サービス事業所 陽だまり	古河市釈迦 278-1
6	古河社協介護ステーション 指定居宅事業所(総和)	古河市下大野 2454
7	古河社協介護ステーション 指定居宅事業所(古河)	古河市新久田 271-1 福祉の森会館内
8	古河社協介護ステーション 指定居宅事業所(三和)	古河市仁連 2228-7 三和地域福祉センター内
9	青嵐荘訪問介護ステーション(総和)	古河市東牛谷 456-6
10	ニチイケアセンター古河	古河市古河 643-1
11	青嵐荘蒔のとう舎	古河市尾崎 5708
12	芳香会病院 青嵐荘療育園	古河市上大野 698
13	青嵐荘療護園	古河市上大野 698
14	青嵐荘つくし園	古河市尾崎 323
15	古河市児童デイサービス事業所	古河市新久田 271-1
16	古河市心身障害者福祉センター おおぞら	古河市新久田 284
17	まくらがの里 どんぐり	古河市上大野 1943-1
18	セルフあじさい古河	古河市鴻巣 1179
19	古河市心身障害者福祉センター たんぽぽ	古河市釈迦 2765
20	古河市心身障害者福祉センター さんわ	古河市仁連 2228-7
21	桜寮	古河市西牛谷 737
22	ふきのとう	古河市諸川 904-6
23	芳春の家	古河市上辺見 474-1
24	グループホームかるべ	古河市西町 1-25
25	ライフヘルプセンター昇祐会	坂東市沓掛 4486-6
26	さわやか	野木町南赤塚 1145-1
27	あすなる学園	結城市上山川 202
28	慈光青年寮	坂東市生子 1617

29	暁厚生園	坂東市沓掛 334
30	あじさい寮	結城郡八千代町平塚 4799-1
31	花見ヶ岡学園	小山市東野田 635
32	障害児デイサービス事業 あすなる教室	結城市結城 11629-3
33	プーさんの家	境町蛇池 409
34	障害福祉支援センター 結城	結城市上山川 111
35	生活訓練施設 吉泉苑	坂東市沓掛 421-9
36	丸太	坂東市沓掛 5761-13
37	エフピコ愛パック(株) 茨城工場	坂東市沓掛 1165-17
38	セルフあじさい八千代	八千代町平塚 4753
39	サンフラワー療護園	小山市出井 1936
40	花見ヶ岡学園	小山市東野田 635
41	一桃舎	小山市間々田 751-8
42	社会就労センター えいぶるの里	小山市東島田 2403-2
43	フロンティアおやま	小山市出井 290
44	小山そよかぜ	小山市城山町 2-2-10
45	あすなるホーム	結城市上山川 192-1
46	ケアホームヴィラ結城	結城市上山川 111
47	めふきの苑	坂東市長谷 3134-3
48	グループホーム 春詠	坂東市沓掛 4484-6
49	茨城県立あすなるの郷	水戸市杉崎 1460
50	第二若葉園	水戸市上国井町 3116-47
51	若葉園	水戸市上国井町 3285-8
52	尚恵厚生園	土浦市神立町青木 1791
53	しろがね苑	石岡市鹿の子 4-16-52
54	光風荘	石岡市谷向町 13-23
55	はーとふる・ビレッジ	石岡市三村 2595-1
56	かしわ学園	常総市坂手町 1231-3
57	ひまわり荘	北茨城市関本町福田 1871-1
58	はまなす荘	北茨城市関本町福田 1873
59	茨城県立リハビリテーションセンター	笠間市鯉淵 6528-2
60	ラ・フィーネつくば根	つくば市小和田 476-1
61	みもり園	つくば市水守 859-4

62	つくば総合福祉センター	つくば市水守 1189-5
63	オークスヴィレッジ	ひたちなか市佐和 788-13
64	鹿島更生園援護寮	鹿嶋市平井 1129-10
65	さくら荘	守谷市大木 129-2
66	やまびこ厚生園	常陸大宮市国長 993
67	幸香枝花の村	常陸大宮市野上 1771-1
68	なるみ園	那珂市飯田 2529-1
69	すみれ園	筑西市門井 1677-21
70	ピアしらとり	筑西市小埜 861
71	白山成年館	筑西市茂田 1735-1
72	董授園	筑西市門井 1687-1
73	しらうめ荘	かすみがうら市中志筑 2409-1
74	しらゆり荘	かすみがうら市中志筑 2409-1
75	神栖啓愛園	神栖市知手 3653-1
76	第二幸の実園	那珂郡東海村石神内宿 2382-1
77	幸の実園	那珂郡東海村石神内宿 1213
78	紫峰厚生園	桜川市真壁町下谷貝 1595-2
79	上の原学園成人寮	桜川市上野原地新田 159-1
80	桃香園	桜川市大国玉 2513-10
81	真壁授産学園	桜川市真壁町亀熊 1464-1
82	真壁厚生学園	桜川市真壁町亀熊 852
83	ユーカリの里	鉾田市上太田 465-1
84	たまりメリーホーム	小美玉市上玉里 50-124
85	あんず	筑西市茂田 1745-26
86	けやきの村	福島県福島市飯坂町 2-7
87	コスモス	土浦市神立町青木 1641
88	知的障害者更生施設 ピュア里川	常陸太田市内田町 3168
89	茨城福祉工場	笠間市鯉淵 6550
90	ひかり	笠間市平町字原 1777-4
91	サラダボール	つくば市妻木 1199-3
92	つくば市社協障害者ホームヘルプサービス事業部	つくば市金田 1979
93	つくばライフサポートセンター	つくば市上郷 7563-67
94	ホームヘルプサービスセンター 友	筑西市茂田 1740

95	グループホームやまと	水戸市鯉淵 5065-89
96	慈光ホーム	坂東市生子 1617
97	あじさいホーム	八千代町平塚 4800-34
98	やまゆりの里	栃木県足利市大沼田 525-1
99	大和久育成園	栃木県那須塩原市南大和久 956-2
100	社会福祉法人 パステル	栃木県野木町若林字北原 443-1
101	グループホーム喜沢 1号館	栃木県小山市喜沢 602-1
102	ハートピアきつれ川	栃木県さくら市喜連川 6704-1
103	たのしそう	栃木県野木町南赤塚 818-25
104	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園	群馬県高崎市寺尾町 2120-2
105	友貴園	群馬県高崎市乗附町字荒久 2650
106	埼玉県社会福祉事業団 あげお	埼玉県上尾市平塚 820
107	国立身体障害者リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木 4-1
108	福) 常盤福祉会 光園芸学園	埼玉県吉見町田甲 436
109	あしび寮	埼玉県羽生市砂山 8-1
110	埼玉県身体障害者共同作業所	埼玉県さいたま市南区鹿手袋 4-27-1
111	グループホーム あげお	埼玉県上尾市上尾村 1091
112	小池更生園	千葉県八千代市小池 393
113	東京都千葉福祉園	千葉県袖ヶ浦市代宿 8
114	明朗塾	千葉県八街市八街に 20
115	すぎなの郷	神奈川県厚木市小野 2136

第 2 期 古河市障害福祉計画

平成 21 年 3 月発行

発 行：茨 城 県 古 河 市

編 集：古河市福祉部障害福祉課

〒306-0221 茨城県古河市駒羽根 1501 番地

TEL 0280-92-4919 FAX 0280-92-7564

URL shogai.fukushi@city.ibaraki-koga.lg.jp
